

目次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

主な保険用語のご説明 3

お知らせとお願い 5

生命保険募集人について	5
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）について	5
元本欠損が生じる場合	6
保険金額などの削減	6
生命保険契約者保護機構	6
当社の組織形態について	8
ご契約のお申込みの際の留意点	8
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	8
支払査定時照会制度	9
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	10

商品のしくみ 11

積立利率変動型個人年金保険（米ドル建）	11
積立利率	12
市場価格調整と解約返還金額	13
為替リスクについて	15
円貨支払特約	15
死亡給付金等の年金払特約	16

死亡給付金および年金のお支払い 17

死亡給付金のお支払い	17
年金のお支払い	17
死亡給付金および年金をお支払いできない場合	19

ご契約に際して 20

告知	20
ご契約内容などの確認	20
ご契約の成立と保障の責任開始期	20

ご契約後について 21

解約と解約返還金	21
基本保険金額の減額	21
被保険者による保険契約者への解約の請求	21
死亡給付金受取人によるご契約の存続	22
繰上げ年金開始と積立利率保証期間の更新	22
保険契約者・年金受取人・死亡給付金受取人などの変更	23
ご契約内容の変更手続き	24
年金、死亡給付金などの請求方法	24
年金または死亡給付金のお支払期限	24

年金、死亡給付金などの請求訴訟	25
生命保険と税金	25
お客さまにご負担いただく諸費用.....	27
お客さまにご負担いただく諸費用	27

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 28

積立利率変動型個人年金保険（米ドル建）	28
---------------------------	----

特約条項 45

円貨支払特約	45
死亡給付金等の年金払特約	48

説明事項ご確認のお願い 裏表紙

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

㊦ 一時払保険料充当金

申込みの際に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

㊦ 解約返還金

ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。

㊦ 基本保険金額

死亡給付金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。また、積立利率保証期間の更新が行われた場合の更新後の基本保険金額は、その更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額と同額となります。

㊦ 契約応当日

保険期間中に迎える契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日といったときは毎年の契約日に対応する日をさします。

契約年齢

ご契約の際の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

契約日

契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。

㊦ 後継年金受取人

年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する人のことです。

告知

ご契約の申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。

㊦ 事業年度

当社の業務の区切りおよび決算のために定めた期間のことで、毎年4月1日から翌年3月31日までの満1か年となります。

市場価格調整

解約または減額の際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことで、(この手法により、ご契約時と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。)

死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。この保険では基本保険金額が最低保証されます。

死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことです。

主契約

保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。

㊦ 責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。

㊦ 対顧客電信売相場 (TTS)

お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信買相場 (TTB)

お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信売買相場仲値 (TTM)

対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の仲値です。

㊦ 積立金額

将来の年金および死亡給付金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てた部分のことで、積立金額は、年金支払開始日前において積立利率を適用して、経過年月日数に基づき計算します。

積立利率

積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた米国債の流通利回りを指標金利として当社が定めた利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定します。

積立利率保証期間

同一の積立利率を適用する期間のことです。

積立利率保証期間更新日

積立利率保証期間を更新した場合の更新日のことで、更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。



特約

主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。



年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことです。

年金受取人

年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者になります。

年金現価

将来の年金をお支払いするのに必要な積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

年金原資額

支払われる年金の原資のことで、この保険では年金支払開始日の前日の積立金額となります。ただし、繰上げ年金開始が行われた場合は、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金額となります。

年金支払開始日

積立利率保証期間の満了日の翌日のことです。ただし、積立利率保証期間の更新が行われた場合は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。また、繰上げ年金開始が行われた場合は、繰上げ年金開始に関する特則の適用のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。



被保険者

その人の生死などが保険の対象とされる人のことです。



保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。

保険証券

ご契約の基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度といいます。

保険料

保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。



約款

ご契約からご契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人について

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）について

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社あての書面での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。（※）

※ 当社にお払い込みいただいた一時払保険料充当金と同額（米ドル）をお返しいたします。お客さまが米ドルをお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

1 申出方法

- お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（はがき、封書（※））により下記住所あてお申し出ください。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

〒100-8692

郵便事業株式会社 銀座支店 私書箱 707 号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- 書面には、以下をご記入のうえ、申込書と同一の印鑑を押印してください。

- ①お申込みの撤回などをする旨
- ②お申込者などの氏名（自署）
- ③ご住所・電話番号
- ④一時払保険料充当金の金額
- ⑤一時払保険料充当金返金口座（お申込者などの本人口座）

■記入例

第一フロンティア生命保険株式会社 御中

①私は契約の申込みの撤回を行います。

②第一 ^{ダイイチ} 太郎 

③〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○

④○○○, ○○○ 米ドル

⑤○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

② 取扱いができない場合

- つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。
 - ① ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合
 - ② 債務履行の担保のための保険契約である場合

③ その他

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの書面の発信時に死亡給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが死亡給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

この保険は、ご契約時に、ご契約の締結に必要な費用を、お払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、その費用を除いた金額が積立金として積み立てられ、積立利率に応じて経過年月日数ごとに増加します。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整【P13 をご参照ください】を行います。したがって、経過年月日数および解約返還金計算日などの市場金利によっては、お受取りになる解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

また、この保険には為替リスク【P15 をご参照ください】があり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90％－{（過去5年における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

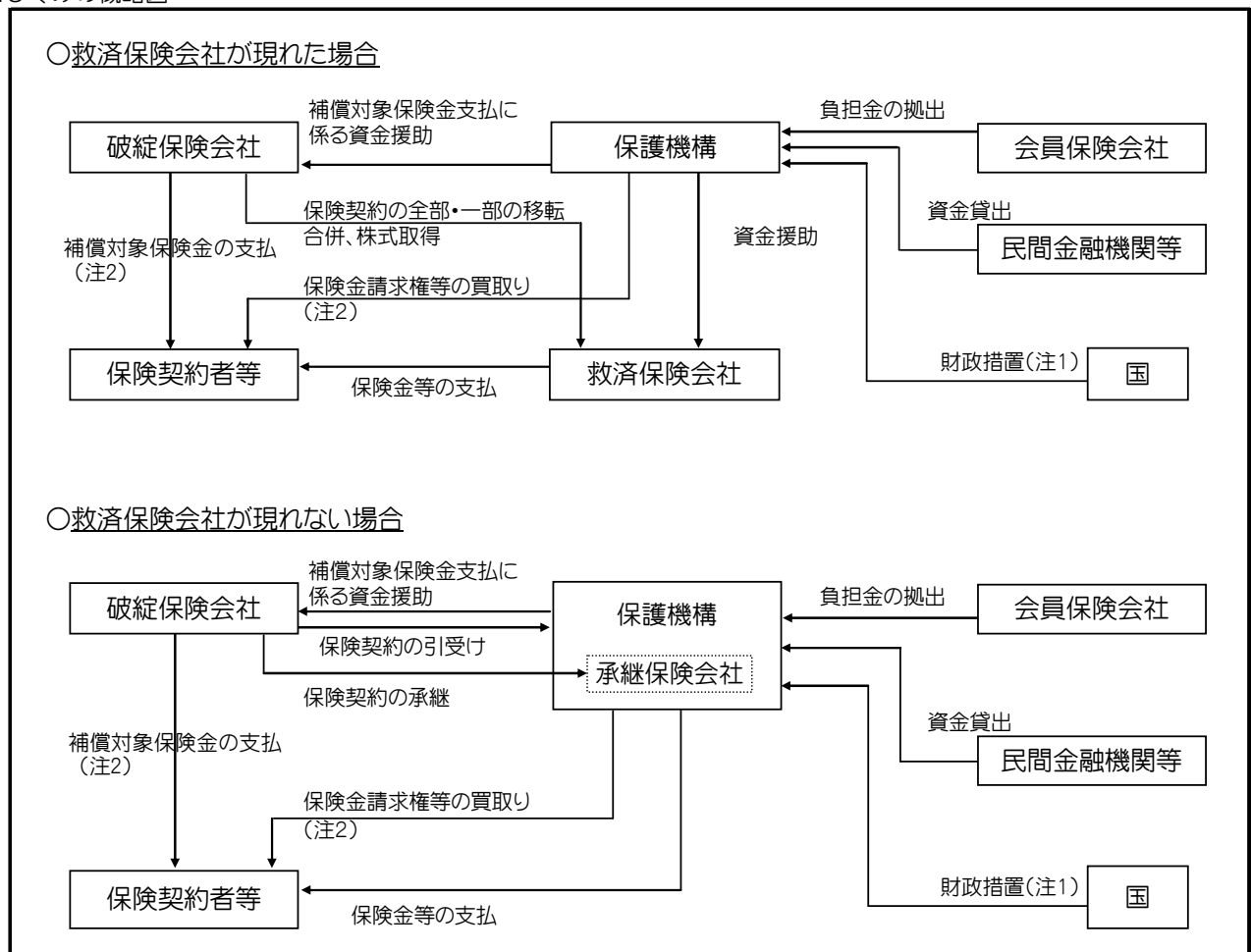
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



（注1）上記の「財政措置」は、平成24年（2012年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当社の組織形態について

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

ご契約のお申込みの際の留意点

ご契約のお申込みに際してご留意いただきたいことがらつぎのとおりです。

1 申込書の記入

- 申込書は重要な書類です。保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でご記入ください。また、ご記入後は内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。

2 保険料などのお支払い

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お支払いください。

3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐにお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】にご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、申込書に押印いただいた保険契約者印とあわせて大切に保管してください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

現在のご契約を解約、減額するときの不利益事項

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなどの場合には給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】にお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

個人情報は、つぎに記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

2 収集・保有する個人情報の種類

収集・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3 個人情報収集の方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4 個人情報の提供

当社では、つぎの場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 保険契約および特約の内容を社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「内部統制委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6 個人情報の開示・訂正等のご請求

個人情報について開示・訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、下記窓口までお問い合わせください。

お客さまサービスセンター

住 所 東京都中央区晴海 1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟 15 階

電 話 0120-876-126

営業時間 月曜日～金曜日【祝祭日、年末・年始等の休日を除く】9:00～17:00

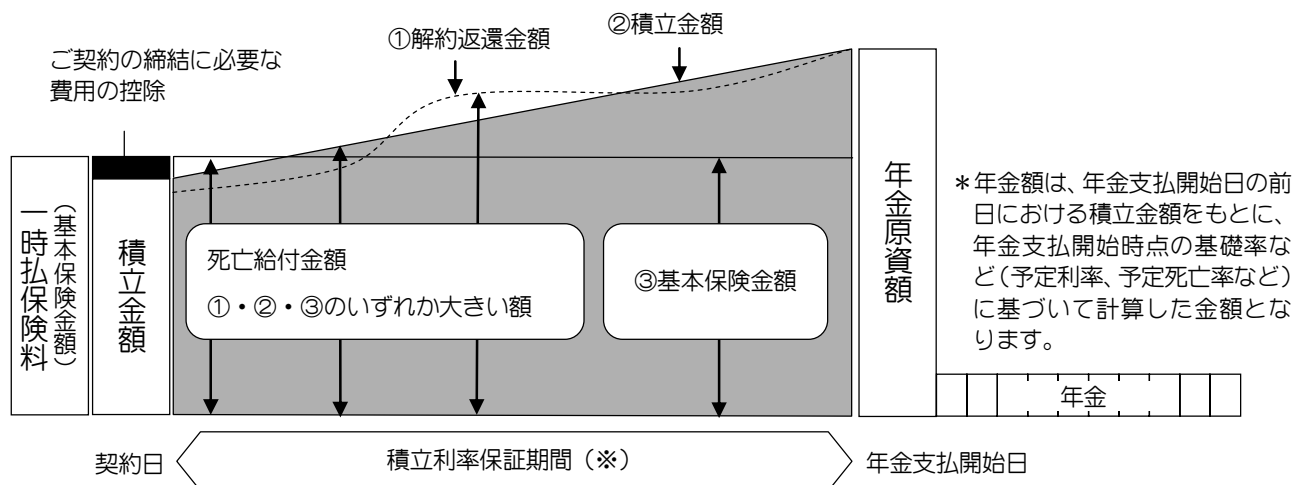
商品のしくみ

積立利率変動型個人年金保険（米ドル建）

この保険は、金利情勢に応じて積立利率保証期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の米ドル建の年金保険です。

なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図



※ ご契約時には3・5・6・10年【P12をご参照ください】から選択可能です。ただし、金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

1 米ドル建の年金保険です

- この保険の保険料のお支払いや年金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて米ドルで行います。（※）
- 米ドル建の年金原資額や死亡給付金額が一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ※ 年金などを米ドルでお受取りになる場合には、米ドルで受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、米ドルでのお支払いは円貨でのお支払いに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。
- ※ 「円貨支払特約」【P15をご参照ください】を付加することにより、米ドル建の年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。

2 積立金と積立利率について

- 積立金とは、将来の年金や死亡給付金のお支払いに充てるため、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料のなかから積み立てた部分をいい、積立金額は、積立利率保証期間ごとの積立利率に基づき経過年月日数に応じて増加します。
- 積立利率は、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた米国債の流通利回りを指標金利として当社が定め、毎月2回（1日と16日）設定されます。
- ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率（※）が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- ※ お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

3 積立利率保証期間について

- 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいいます。ご契約時に選択いただける積立利率保証期間は、3年、5年、6年または10年（※）となります。
- ※ 金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

4 年金額について

- ご契約時の年金支払開始日は、選択いただいた積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額をもとに、年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 年金支払開始日以後、年金支払期間中は年金額が変動せず一定となります。

5 死亡給付金額について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した日の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額（＝一時払保険料相当額）のいずれか大きい額をお支払いします。

6 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります

- この保険は、ご契約時に、ご契約の締結に必要な費用【P27をご参照ください】を、お払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整【P13をご参照ください】を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- また、この保険には為替リスク【P15をご参照ください】があり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

7 積立利率保証期間中に、年金支払を開始することができます

- 契約日から起算して1年以上経過しているときで年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、「繰上げ年金開始に関する特則」を適用することにより、年金支払に移行することができます。詳細につきましてはP22をご参照ください。

8 その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。
- 積立利率保証期間の満了日に限り、当社の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。詳細につきましてはP22をご参照ください。

積立利率

- 積立利率は、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた米国債の流通利回りを指標金利（※）とし、その指標金利の所定の期間における平均値に最大0.5%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

$$\text{積立利率} = \text{指標金利の所定の期間における平均値} + (-0.5\% \sim 0.5\%) - \text{保険契約関係費率}$$

※ 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、つぎのとおりとなります。

積立利率保証期間	指標金利
1年	残存1年の米国債の流通利回り
3年	残存3年の米国債の流通利回り
5年	残存5年の米国債の流通利回り
6年	残存6年の米国債の流通利回り
10年	残存10年の米国債の流通利回り

* 1年の積立利率保証期間は積立利率保証期間の更新【P22をご参照ください】の際に限り選択いただけます。また、金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

- 積立利率は、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用【P27をご参照ください】を差し引いた金額に適用されますので、一時払保険料に対する実質利回りを意味するものではありません。
- 当社は、米国債の流通利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって米国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

市場価格調整と解約返還金額

この保険では、解約、基本保険金額の減額および繰上げ年金開始に関する特則の適用の際に、市場価格調整を行います。

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額の計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、契約日からその時までの間に適用された積立利率に基づき計算された積立金額との乖離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させます。
- この手法では、解約などをする際に、ご契約時と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。
- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\ast 1)}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率}(\ast 2) + 0.25\%} \right)^{\text{残存月数}(\ast 3) / 12}$$

※1 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。

※2 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間更新日とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。積立利率は、当社ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】への照会により、ご確認いただけます。

※3 残存月数とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（繰上げ年金開始が行われた場合は、繰上げ前の積立利率保証期間の満了日までの月数をいいます。）をいい、1 か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額}(\ast) \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

※ 積立金額は積立利率に基づき経過年月日数に応じて当社の定めるところにより計算します。

■解約返還金額の計算例

①解約返還金額の計算例

解約返還金額が積立金額より減少する場合と、解約返還金額が積立金額より増加する場合の計算例はつぎのとおりです。いずれも、積立利率保証期間 10 年（120 か月）の契約で、5 年（60 か月）目の年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する前提としています。

●解約返還金額が積立金額より減少する例

- ・解約返還金計算日の積立金額(①) 10 万米ドル
- ・適用されている積立利率(②) 2.50%
- ・解約返還金計算日の積立利率(③) 3.00%
- ・残存月数(④=120 か月-60 か月) 60 か月

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + 0.25\%} \right)^{\text{④} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 2.50\%}{1 + 3.00\% + 0.25\%} \right)^{60 / 12} \\ &= 3.58\% \\ \text{解約返還金額} &= \text{①} \times (1 - \text{⑤}) \\ &= 10 \text{ 万米ドル} \times (1 - 3.58\%) \\ &= 9.64 \text{ 万米ドル} \end{aligned}$$

●解約返還金額が積立金額より増加する例

- ・解約返還金計算日の積立金額(①) 10 万米ドル
- ・適用されている積立利率(②) 2.50%
- ・解約返還金計算日の積立利率(③) 2.00%
- ・残存月数(④=120 か月-60 か月) 60 か月

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + 0.25\%} \right)^{\text{④} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 2.50\%}{1 + 2.00\% + 0.25\%} \right)^{60 / 12} \\ &= -1.23\% \\ \text{解約返還金額} &= \text{①} \times (1 - \text{⑤}) \\ &= 10 \text{ 万米ドル} \times (1 - (-1.23\%)) \\ &= 10.12 \text{ 万米ドル} \end{aligned}$$

* 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

②解約返還金額例

基本保険金額（＝一時払保険料）が100,000米ドル、適用されている積立利率が2.50%の場合の例

●積立利率保証期間：3年

経過 年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）				
		積立利率の変動幅				
		1.0%上昇	0.5%上昇	同水準	0.5%低下	1.0%低下
1年	99,937	97,543	98,490	99,451	100,426	101,416
2年	102,435	101,201	101,691	102,186	102,686	103,190
3年	104,996	104,996	104,996	104,996	104,996	104,996

●積立利率保証期間：5年

経過 年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）				
		積立利率の変動幅				
		1.0%上昇	0.5%上昇	同水準	0.5%低下	1.0%低下
1年	98,912	94,231	96,069	97,953	99,883	101,861
2年	101,385	97,764	99,191	100,647	102,130	103,643
3年	103,919	101,430	102,415	103,414	104,428	105,457
4年	106,517	105,234	105,744	106,258	106,778	107,303
5年	109,180	109,180	109,180	109,180	109,180	109,180

●積立利率保証期間：6年

経過 年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）				
		積立利率の変動幅				
		1.0%上昇	0.5%上昇	同水準	0.5%低下	1.0%低下
1年	98,400	92,613	94,877	97,208	99,608	102,080
2年	100,860	96,086	97,961	99,881	101,850	103,866
3年	103,381	99,689	101,144	102,628	104,141	105,684
4年	105,966	103,428	104,432	105,451	106,484	107,533
5年	108,615	107,306	107,826	108,350	108,880	109,415
6年	111,330	111,330	111,330	111,330	111,330	111,330

●積立利率保証期間：10年

経過 年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）				
		積立利率の変動幅				
		1.0%上昇	0.5%上昇	同水準	0.5%低下	1.0%低下
1年	96,350	86,392	90,231	94,260	98,491	102,933
2年	98,758	89,631	93,163	96,852	100,707	104,734
3年	101,227	92,992	96,191	99,516	102,972	106,567
4年	103,758	96,480	99,317	102,252	105,289	108,432
5年	106,352	100,098	102,545	105,064	107,658	110,330
6年	109,011	103,851	105,878	107,954	110,081	112,260
7年	111,736	107,746	109,319	110,922	112,558	114,225
8年	114,529	111,786	112,872	113,973	115,090	116,224
9年	117,393	115,978	116,540	117,107	117,680	118,258
10年	120,327	120,327	120,327	120,327	120,327	120,327

* 「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。

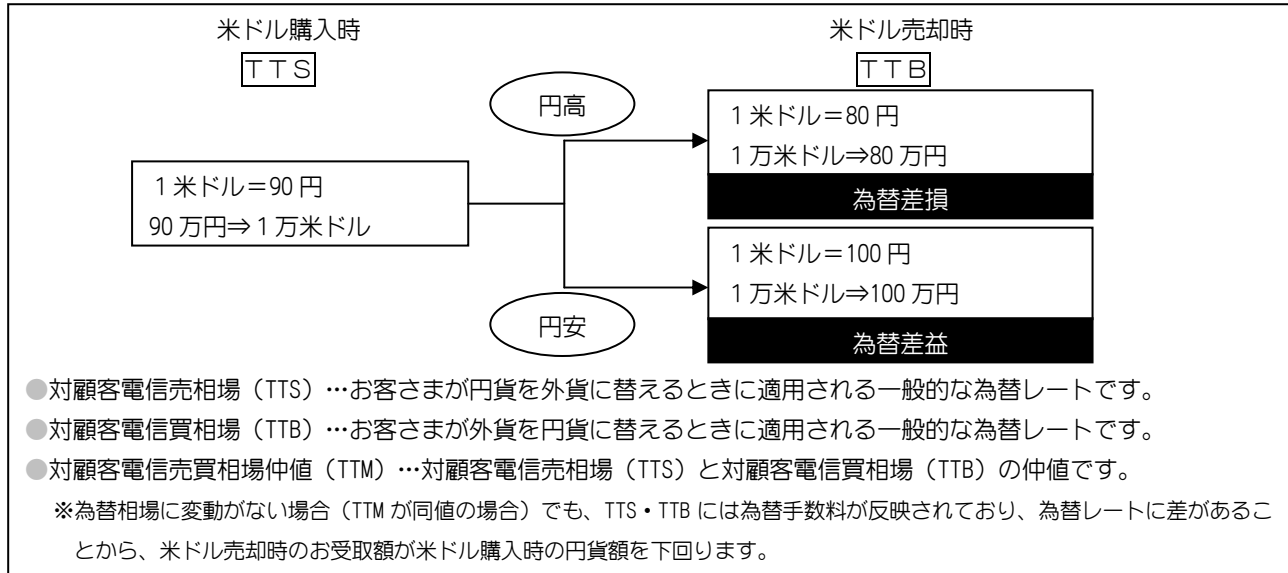
* 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。

* 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1米ドル未満切捨てにより表示しています。

為替リスクについて

- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は米ドル建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。
- 為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など（以下「年金原資額など」といいます。）がご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額などを下回る場合や、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

■為替リスクの例



円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約および主契約に付加されている特約の米ドル建の年金、死亡給付金、解約返還金など（以下「年金など」といいます。）を円貨により受け取ることができます。

- この特約は、年金などのご請求の際に、その受取人からのお申し出により付加できます。
- 米ドル建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における、当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) を下限とする当社所定の為替レート【P27 をご参照ください】(※) となります。

※ 1 日のうちに対顧客電信買相場 (TTB) の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を下限とします。

■円貨換算レート一覧

項目	円貨に換算する日
①年金 (※1) (※2)	年金支払開始日または請求に必要な書類がお客さまサービスセンター
②年金原資額の一時的支払	【裏表紙をご参照ください】に到着した日のいずれか遅い日 (※3)
③繰上げ年金開始による年金 (※1) (※2)	繰上げ後の年金支払開始日 (※3)
④死亡給付金	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日 (※3)
⑤解約返還金	
⑥「死亡給付金等の年金払特約」による特約年金 (※1) (※2)	
⑦その他の返還金	返還金を当社が支払う日

※1 「円貨支払特約」の付加は第1回の（特約）年金の請求の際に限りです。また、「円貨支払特約」を付加した場合、以後、米ドルで受け取ることはできません。

※2 ①の場合、年金支払開始日の前日の積立金額について、③の場合、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金額について、⑥の場合、死亡給付金額について、それぞれ「円貨に換算する日」の当社所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。

※3 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

死亡給付金等の年金払特約

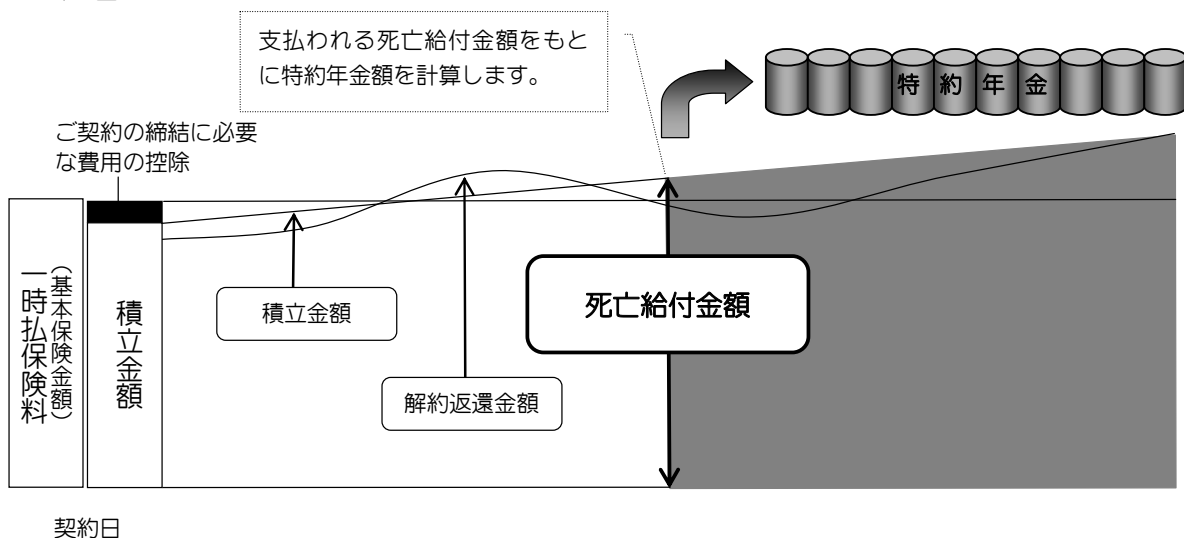
この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

- この特約は、年金支払開始日前で、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただけます。また、死亡給付金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※1）
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は死亡給付金の支払事由が生じた日となります。第2回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。
- 特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡給付金を年金原資として、死亡給付金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）
- 特約年金額が3,000米ドル（※2）（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ3,000米ドル（※2）とします。）に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金の支払いにかえて、死亡給付金を一時金にてお支払いします。
- 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）
- 特約の解約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

※1 死亡給付金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が3,000米ドル（※2）に満たない特約年金受取人がいる場合に限り、特約年金の支払回数の変更を取り扱います。ただし、変更後の回数により特約年金受取人ごとに新たに計算した特約年金額が、いずれも3,000米ドル（※2）に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。

※2 「円貨支払特約」を付加した場合は、「3,000米ドル」とあるところを「30万円」として取り扱います。

しくみ図



死亡給付金および年金のお支払い

死亡給付金のお支払い

1 死亡給付金のお支払い

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときには、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい額となります。

2 死亡給付金等の年金払特約について

- 「死亡給付金等の年金払特約」【P16 をご参照ください】を付加することにより、死亡給付金について一時金にかえて、年金（特約年金）でお受け取りいただくことができます。

年金のお支払い

お支払事由		お支払内容	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	死亡時の一時金（残余年金支払期間の未払年金の現価（※1））	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※3））
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	年金の一括払（残余年金支払期間の未払年金の現価）	年金受取人
10年保証期間付 終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	死亡時の一時金（残余保証期間の未払年金の現価（※1））	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※3））
	年金受取人が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	年金の一括払（残余保証期間の未払年金の現価）（※2）	年金受取人
死亡時保証金額付 終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金	年金受取人
	年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき	死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※3））
	年金受取人が死亡時保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	年金の一括払（責任準備金（※4）のうち残余死亡時保証期間の年金の支払いのために積み立てている部分に相当する額）（※2）	年金受取人

※1 未払年金の現価の支払いにかえて、残余年金支払期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）分の年金を継続して受けることもできます。

※2 保証期間（死亡時保証金額付終身年金の場合は死亡時保証期間）経過後、被保険者が生存している場合には生涯にわたって年金をお支払いします。

※3 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たに年金受取人となる方（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

※4 将来の年金をお支払いするために、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。

1 年金のお支払い

- 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金の種類は、下記「5 年金の種類」の中からお選びいただけます。また、年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、年金の種類を変更することができます。
- 年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を選択することもできます。

2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

- 年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金（第1回の年金を含みます。）のお支払いにかえて、年金原資額の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人に支払い、保険契約はその支払いを行ったときに消滅します。

3 年金額

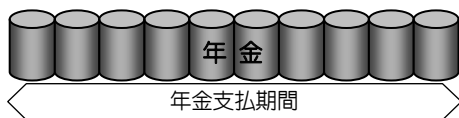
- 年金支払開始日の前日における積立金額をもとに、年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて年金額が計算されます。したがって、ご契約時には将来受け取る年金額は定まっていません。

4 年金の支払いを行わない場合について

- 年金額が3,000米ドル（「円貨支払特約」を付加した場合は30万円）に満たない場合、および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金の支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。
- 年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円（この保険において米ドル建て年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）を超えることとなるときは、その超える部分については年金の支払いを行わず、年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。

5 年金の種類

○確定年金

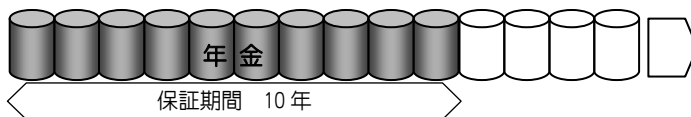


* 年金支払期間 10 年の場合の例

- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は3年、4年、5年、6年、7年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただけます。

- 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

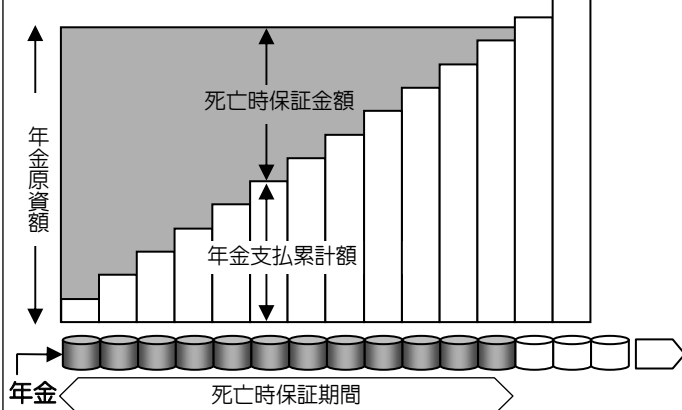
○10年保証期間付終身年金



- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。

- 保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

○死亡時保証金額付終身年金



- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。

- 死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合、死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）をお支払いします。

死亡給付金および年金をお支払いできない場合

つぎの場合、死亡給付金および年金をお支払いできないことがあります。また、死亡給付金および年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

		免責・消滅事由	返還金の取扱い	
			金額	返還先
免責となる場合	死亡給付金	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき（※1）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	保険契約者
		②保険契約者の故意によるとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
		③死亡給付金受取人の故意によるとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※2）	保険契約者
		④戦争その他の変乱によるとき	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※3）	保険契約者
	年金	⑤年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で年金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）	被保険者が死亡した時に年金の一括払が行われた場合の支払額と同額	年金受取人
ご契約が消滅する場合	⑥重大事由（※4）によりご契約が解除されたとき		解約返還金と同額	保険契約者
	⑦詐欺によるものとして、当社がご契約を取り消したとき		なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑧死亡給付金の不法取得目的によるものとして、ご契約が無効になったとき		なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡給付金をお支払いすることがあります。

※2 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。

※3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回ることはありません。）

※4 重大事由とはつぎの場合をいいます。

- ・保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ・このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ・上記のほか、当社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* これらの場合、上記に定める事由が生じた後に、死亡給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は死亡給付金をお支払いしません。また、すでに死亡給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

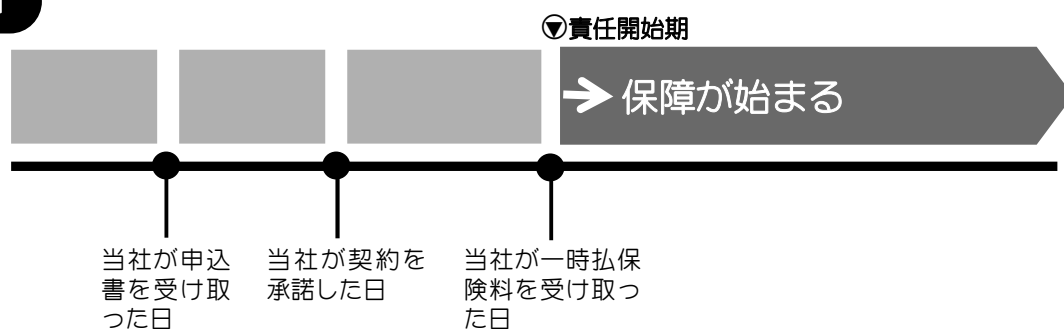
ご契約のお申込みの際やご契約の成立後、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

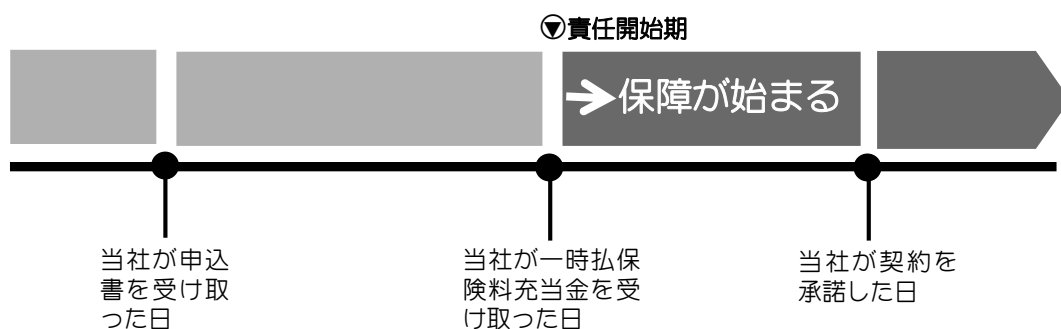
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

ケース1



ケース2



■契約日について

●この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額	
解約返還金計算日の積立金額	× (1 - 市場価格調整率【P13をご参照ください】)

基本保険金額の減額

年金支払開始日前に限り、基本保険金額を減額して、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。

基本保険金額を減額する場合は、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が 10,000 米ドル以上となることを要します。）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

基本保険金額を減額した場合、減額した部分は解約したものととして取り扱います。

請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とします。

減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、上記「2 解約返還金」をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

* 解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

繰上げ年金開始と積立利率保証期間の更新

1 繰上げ年金開始【繰上げ年金開始に関する特則】

- 契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払に移行することができます。
- 繰上げ年金開始を行う場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。
- 繰上げ後の年金支払開始日は、この特則の適用のお申込みをお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】で受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の年金支払日は繰上げ後の年金支払開始日の年単位の応当日となります。
- 年金額は、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金相当額を年金原資額として、繰上げ後の年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。（なお、被保険者の年齢は、繰上げ後の年金支払開始日における満年齢に基づき再計算します。）
- 繰上げ後の年金支払開始日における年金額が3,000米ドル（「円貨支払特約」を付加した場合は30万円）に満たない場合、および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金相当額に満たない場合は、この特則の適用は取り扱いません。
- 年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、繰上げ後の年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円（この保険において米ドル建て年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）を超えることとなるときは、その超える部分については年金の支払いを行わず、解約返還金相当額のうちその超える部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。
- 繰上げ後の年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を選択することもできます。

2 積立利率保証期間の更新

- 積立利率保証期間の満了日に限り、当社の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、選択いただける更新後の積立利率保証期間は、1年、3年、5年、6年または10年（※）となります。
※ 金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります。）の積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額と同額となります。
- 積立利率保証期間を更新する場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から積立利率保証期間の更新に必要な費用【P27をご参照ください】を差し引きます。

保険契約者・年金受取人・死亡給付金受取人などの変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、年金支払開始日以前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 年金受取人の変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。
- 年金支払開始日以前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】にご通知ください。
- 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

(3) 後継年金受取人の指定または変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 後継年金受取人は、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の血族である方のうちからご指定願います。（後継年金受取人は、1人の年金受取人に1人のみご指定できます。）

(4) 死亡給付金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の血族である方のうちからご指定願います。
- 死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
- *死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。

A (夫) B (妻)
C (子) D (子)

(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡給付金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。
- *死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(5) 遺言による年金受取人の変更など

- 年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。
- 遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

*当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

◆年金などの税法上の取扱い

- 年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

ご契約内容の変更手続き

1 年金の種類・年金支払期間の変更

- 年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には年金の種類および年金支払期間を変更することができます。
- 年金の種類または年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

2 通信先の変更など

(1) 通信先を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】に、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者名 ・新住所と電話番号 ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

3 保険証券の紛失または盗難の場合

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、ただちにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金、死亡給付金などの請求方法

年金、死亡給付金などの支払事由が生じた場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。

年金、死亡給付金などの諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および特約条項の別表1をお読みください。

団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、別表1に記載の必要書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

年金、死亡給付金などのご請求の権利は、3年間請求がない場合には消滅しますので、ご注意ください。

年金または死亡給付金のお支払期限

年金または死亡給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

ただし、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金または死亡給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内にお支払いします。

*年金または死亡給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金をお支払いしません。

年金、死亡給付金などの請求訴訟

年金、死亡給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。（2010年6月現在）

米ドル建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円建の生命保険と同様になります。

法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

* ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いになりますのでご注意ください。

1 米ドル建の保険契約の取扱い

米ドル建の保険料、年金、死亡給付金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで、「2 生命保険料控除」および「3 年金・死亡給付金などの税法上の取扱い」に基づき取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
（特約）年金	所得税（雑所得）の 対象となるもの	（特約）年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
年金原資額 の一時支払	所得税（一時所得）の 対象となるもの	年金支払開始日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
死亡 給付金	所得税の対象と なるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税の対象と なるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
解約 返還金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）

* お受取額は円貨に換算した金額で課税されるため、税引後の米ドル建のお受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

* 「円貨支払特約」を付加した場合は、当社所定の為替レートによって円貨に換算した金額（円貨でお支払いした金額）【P15 をご参照ください】に基づき課税されます。

2 生命保険料控除

（1）所得控除の取扱い

- 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。
- 納税する人が保険料を払い込み、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 年間正味払込保険料の金額が1契約につき9,000円を超えるものは、生命保険料控除証明書の提出が必要です。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。）
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
25,000 円以下	全額
25,000 円を超え 50,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+12,500 円
50,000 円を超え 100,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
15,000 円以下	全額
15,000 円を超え 40,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+7,500 円
40,000 円を超え 70,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

3 年金・死亡給付金などの税法上の取扱い

(1) 年金・死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
年金	年金受取人と保険契約者が同一人	A	A	A	所得税（雑所得）（※1）+住民税
	年金受取人と保険契約者が別人	A	B	B	【年金受給権取得時】 税法上の評価額に対して贈与税
					【毎年の年金受取】 所得税（雑所得）（※1）+住民税
死亡給付金	保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税（※2）
	保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※3）+住民税
	保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※1 年金の種類が確定年金で、年金の一括払をした場合は、所得税（一時所得）（※3）+住民税の扱いとなります。

※2 死亡給付金受取人が被保険者の相続人の場合、他の生命保険金などと合算して「500 万円×法定相続人の数」を限度として非課税となります。

※3 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(2) 年金原資額の一時支払の取扱い

年金原資額の一時支払をした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	課税の種類	
	契約日から年金支払開始日までの年数が5年以下の場合	契約日から年金支払開始日までの年数が6年以上の場合
年金受取人と保険契約者が同一人	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 20%源泉分離課税	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 所得税（一時所得）（※）+住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税	

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益（解約返還金額から一時払保険料相当額を差し引いた金額）があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

年金の種類	課税の種類	
	契約日から5年以内の解約・減額の場合	契約日から5年超の解約・減額の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得）（※）+住民税
10 年保証期間付終身年金	所得税（一時所得）（※）+住民税	
死亡時保証金額付終身年金		

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

1 年金支払開始日前の費用

(1) ご契約の締結に必要な費用

ご契約の締結の際、一時払保険料から基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

積立利率保証期間	3年	5年	6年	10年
率	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

(2) 積立利率保証期間の更新に必要な費用

積立利率保証期間を更新する場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から、更新後の基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

更新後の積立利率保証期間	1年	3年	5年	6年	10年
率	0.2%	1.1%	1.8%	2.1%	3.6%

保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

2 年金支払開始日以後の費用

年金支払期間中の毎年の年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※1)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して1.4%（「円貨支払特約」を付加した場合は1.0%）	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2010年6月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。

3 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特約年金支払開始日以後の費用

年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※2)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる特約年金額に対して1.4%（「円貨支払特約」を付加した場合は1.0%）	特約年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。

※2 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2010年6月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。

4 「円貨支払特約」により、円貨で年金額などをお受取りになる場合の費用

「円貨支払特約」により米ドル建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨に換算してお受取りになる場合には、円貨に換算する為替レート（※）に為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

※ 具体的な為替レートは、以下のとおりとなります。

「円貨支払特約」により、円貨で年金額などをお受取りになる場合の為替レート	TTM-50 銭
--------------------------------------	----------

* 上記の為替レートは、2010年6月現在の数値であり、将来変更することがあります。

◆米ドル建の保険契約にかかわる費用について

● 保険料を米ドルでお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを米ドルでお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。